

? 介護保険の費用負担見直し



介護保険制度の費用負担が8月から見直され、65歳以上で一定以上の所得がある人は、自己負担の割合が1割から2割に引き上げられた。公的年金以外にも収入源がある人が要介護となった場合などには、負担が増える可能性があり、確認しておきたい。

介護保険制度では、介護費用のうち自分で負担する割合は、これまで一律1割だった。しかし制度改正により、65歳以上の人の一部は、8月の介護サービス利用分から2割負担に引き上げられた。

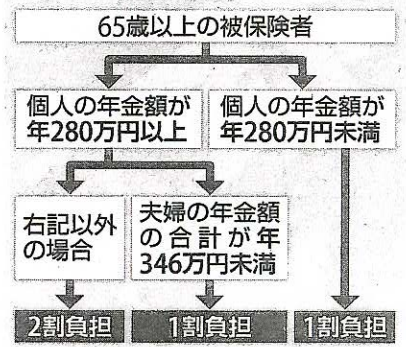
2割負担となるのは、収入から必要経費などを差し引いた合計所得金額が160万円以上の人。収入が年金のみの場合など、年金額が年280万円以上だ。ただし、夫婦の一方がこの条件を満たしても、2人の年金額の合計が年346万円未満なら、どちらでも1割負担のままとなる。

特定社会保険労務士の東海林正昭さんは、「平均的な収入で40年間勤務した会社員の年金額だけ年200万円ほど。公的年金だけで年280万円以上も収入はわずかで、年金以外に収入

年金以外に収入 2割負担も

介護保険の自己負担が2割になるケースの判断基準

収入は公的年金のみと想定



がなければ、多くは1割負担のままでしょう」と話す。だが、大企業の元社員で厚生年金以外に企業年金をもらって

年収の低い人の負担が増えるケースもある。特別養護老人ホームや老人保健施設、介護療養型医療施設の

れるためだ。「要介護度が高いと上限に達することが多くなり、負担の伸びは抑えられない」と担当者。ただし、上限はこれまで一律で月3万7200円だったが、8月から、年収383万円以上の単身者などは月4万4400円に引き上げられた。今回の負担見直しは、介護サービスの利用が増え続けていることが背景にある。介護保険制度が始まった2000年度に約3兆6000億円だった介護費用は、15年度は約10兆1000億円とほぼ3倍に。25年度には20兆円を超えるとみられる。

今後、負担がさらに増える可能性もあり、現役のうちから貯蓄などで備えるといった自助努力が求められる。民間の介護保険商品もあるが、保障内容などは保険会社ごとに異なる。利用にあたっては十分に比較検討したい。

介護保険の費用負担見直しのポイント

- 公的年金以外に収入のある人は、自己負担割合が2割に増える場合も
- 2割負担でも、1か月の支払額が上限(3万7200円)を超えた分は返金される。ただし、所得の高い人の一部は、上限を4万4400円に引き上げ
- 住民税非課税の世帯の人が特別養護老人ホームなどに入所した場合、一定以上の預金などがあると、食費や部屋代の補助を受けられない

貸収入があったりする場合は、2割負担となる可能性がある。厚生労働省は、2割負担となるのは65歳以上の約20%と推計している。同省介護保険計画課の担当者は「介護サービスを受ける人は、高齢者のなかでも相対的に所得が低く、実際に負担が増えるケースは、在宅介護サービス利用者の15%程度、特別養護老人ホーム入所者の5%程度とみています」と説明する。

2割負担になっても、単純に負担が倍増するわけではない。毎月の自己負担額に上限が設けられ、それを超えた分は返金さ

入所者のうち、住民税がかからない世帯の人は、食費と部屋代の補助を受ける制度がある。それ

例えば、夫の年金が年280